

安全・安心を基本とした
良質な教育環境の整備につとめます。

基本方針

基本的な考え方とめざすべき方向

教育のあり方について様々な議論がなされ、具体的な改革が進められているなかで、教育の質を維持し、さらに向上させていくことが求められています。そのためには、教育内容や教職員資質の向上はもちろんのこと、教育施設や児童生徒の安全対策など、教育を取り巻く様々な環境の整備が必要です。

これまで本市では、学校施設・社会教育施設・スポーツ施設・文化施設の計画的な整備につとめてきました。これに加え、学校教育をはじめ、市民のライフステージ（※1）に応じた様々な学習活動を支える環境整備につとめてきています。

今後は、こうした環境整備に加えて、様々な教育課題への的確かつ迅速な対応をはかるため、教育活動を支える教育委員会の体制強化につとめながら、地域の実情に即した教育行政を展開していくことが求められます。

そのため、乳幼児期から高齢期に至るまでの市民の教育活動を支え、充実させるため、安全・安心を基本とした良質な教育環境の整備につとめます。また、様々な教育活動に従事する職員の資質向上につとめるとともに、今後の教育委員会のあり方についても検討を進めます。

重点施策とその取組

I 教育環境の整備

1 教育施設・設備の整備

(1) 学校施設・設備の整備

校舎や体育館については、そこで学ぶ児童生徒の安全を確保するとともに、災害時には市民の避難施設になることも考慮し、増改築、大規模改造などの改修事業を含めて、早急に施設の耐震化（※2）を進めます。

また、学校における教育環境の向上をはかるため、設備や備品の整備につとめます。

※1 ライフステージ

人の一生を乳幼児期・少年期・青年期・成人期・高齢期などに区分した、それぞれの段階

※2 耐震化

昭和56年以前の旧耐震基準に基づいて建てられた既存の建築物の耐震性能を補強工事等により高めること

(2) 社会教育施設・スポーツ施設・文化施設の基盤整備

社会教育活動・スポーツ活動・文化活動の充実には、その活動の基盤となる施設の整備が必要です。これらの施設については、利用者の安全確保を第一義としつつ、市全体の施設整備との整合をはかりながら、計画的な整備につとめます。

2 児童生徒の安全対策の充実

(1) 学校内の安全・安心

児童生徒が安心して学校生活をおくれるよう、すべての市立小学校へ警備員を配置するほか、学校安全マニュアルの整備や防犯教室の実施など、学校内の安全確保につとめます。

(2) 通学路の安全・安心

児童生徒が登下校時に事故や犯罪に巻き込まれることがないように、スクールガード・リーダー（※3）などと連携しながら安全確保につとめます。

また、各小学校ごとに組織する安全対策委員会（※4）の活性化をはかり、地域、学校、関係機関等が一体となった安全対策を推進します。

3 良好な教育環境の維持・向上

(1) 学校配置の適正化

児童生徒数の減少が続くことが予想されるなか、良好な教育環境の維持・向上をはかるため、学校規模によるメリット・デメリットを十分に検証しながら、学校配置の適正化について検討を進めます。

(2) 学校給食のあり方

学校給食では、子どもたちの健康の保持増進や体力向上等のため、地場産物を積極的に活用しながら、安全でバランスのよい、おいしい給食を提供します。

また、給食調理場のあり方については、当面、中学校学区単位で、拠点となる小学校に共同調理場を設けていく方針としており、安全衛生面・コスト面などに配慮しつつ、民間委託の検討と合わせながら、学校給食業務の適正化につとめます。

※3 スクールガード・リーダー

警察官 OB や防犯の専門家など、学校安全ボランティアに警備のポイント等の指導を行う者

※4 安全対策委員会

学校、保護者、地域が一体となって、児童が安心して登下校できる環境づくりを目的として活動している組織の総称。小学校を中心に、町内会や老人クラブ、PTAなどで構成されている。

(3) 幼児教育への支援と私学の振興

希望するすべての幼児が幼稚園教育を受けることができるよう、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、幼稚園教育の振興をはかるための助成を行います。

また、幼稚園をはじめとする私立学校が行う施設整備に対し支援を行います。

Ⅱ 行政改革への対応と教育委員会のあり方

1 行政改革への対応

(1) 所管施設への指定管理者制度（※5）の導入

指定管理者制度の導入については、施設運営における市民の利便性の向上や管理コストの縮減を十分に検証し、制度導入について検討します。

(2) 施設使用料等の適正化

施設使用料等については、公平性や公益性の確保のため、全庁統一的な指針に基づきながら、受益と負担のバランスに配慮した適正な区分、金額等の設定を進めます。

2 教育委員会のあり方

(1) 職員の資質向上

市民ニーズを的確にくみ取り、質の高い教育を提供するため、職員の資質向上につとめます。特に、社会教育主事、学芸員、司書等の専門的職員については、その専門的な能力の一層の向上につとめます。

(2) 教育委員会の活性化

地方分権時代にふさわしい、地域の実情に合わせた主体的な教育行政を展開することができるよう、教育委員会の活性化につとめます。

※5 指定管理者制度

公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、住民サービスの向上と経費の削減をはかることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設された制度。これにより、公共的な団体などに限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体が担うことが可能となった。

